

基 本 合 意 書

平成 2 0 年 1 月 1 5 日

基本合意書

フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入し、多くの方々が感染するという薬害事件が起き、感染被害者及びその遺族の方々は、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている。

別紙訴訟事件目録記載の各訴訟事件に係る全国原告団・弁護団と国（厚生労働大臣）は、同訴訟の原告（一審原告を含む。以下同じ。）ら及びこれと同種の後続訴訟事件の原告らが、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「新法」という。）に基づく給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けることにより、同訴訟事件及びこれと同種の後続訴訟事件に係る紛争を解決するため、次のとおり基本事項を合意した。

1 責任と謝罪

国は、フィブリノゲン製剤及び第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎ウイルス感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについての責任を認め、感染被害者及びその遺族の方々に心からおわびする。

国は、さらに、今回の事件の反省を踏まえ、命の尊さを再認識し、薬害ないし医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力を行うことを誓う。

2 和解の内容

(1) 和解においては、以下の事実を、当事者双方が確認する。

ア 各原告が、獲得性の傷病について、新法2条1項に定める特定フィブリノゲン製剤又は同条2項に定める特定血液凝固第Ⅸ因子製剤（以下「本件各血液製剤」という。）の投与を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染した者若しくはその者の胎内若しくは産道においてC型肝炎ウイルスに感染した者（新法2条3項）又はこれらの者の相続人であること（新法3条）

イ 当該感染者が、和解成立時まで、次のいずれか（新法6条1号ないし3

号)に該当する者であったこと ((ア)に該当した者は(イ)及び(ウ)に、(イ)に該当した者は(ウ)に、それぞれ重複して該当することはないものとする。)

(ア) 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者

(イ) 慢性C型肝炎に罹患した者

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者以外の者

(2) ア 国は、各原告に対し、新法により支給を受ける金額に対する10パーセントの割合による金額の弁護士費用を支払う。

イ 製薬会社と各原告との間で製薬会社が弁護士費用の支払義務を負う旨の合意が別途成立したときは、当該合意に基づく製薬会社の支払義務と上記アに定める国の支払義務とがその支払金額を限度として不真正連帯の関係となることを、原告らと国は、相互に確認する。

(3) 各原告は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に和解調書を提出して、同機構から給付金の支給を受けることとし、(1)イの症状に係る国に対するその余の請求を放棄する。

(4) 精算条項は(1)イの症状について設ける。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。ただし、訴え提起手数料については、既に納付した分を除き、全額国の負担とする。

3 投与事実、因果関係及び症状の認定

(1) 原告らは、本件各血液製剤の投与事実については、投与当時に作成された医療記録及びそれと同等の証明力を有する証拠に基づいて証明する。国が、その証拠に基づいて投与事実が認められると判断したときは、投与事実について争いがないものとする。

(2) 第2項(1)イの症状及び症状進行の立証は、医師の診断書、各種検査結果記録等をもって行う。

なお、肝がんへの症状進行について、国は、慢性C型肝炎の進行によるものではないと立証できる場合を除き、肝がんの発症の立証がある者につき、それが慢性C型肝炎の進行によることを争わない。

- (3) 当事者双方に投与事実、因果関係又は症状に争いがある場合は、証拠調べにより、裁判所が判断する。
- (4) 証拠調べの結果、裁判所が、投与事実、因果関係及び症状についての所見を示したときは、当事者双方は、その所見を尊重する。
- (5) 国は、血液製剤の投与事実、因果関係及び症状の認否に当たっては、総理・総裁の指示によって立法に至った新法の一律救済という理念を尊重する。

4 恒久対策等

- (1) 製剤の投与を受けた者の確認の促進等

国（厚生労働省）は、医療機関による本件各血液製剤の投与を受けた者の確認の促進、被投与者への検査の呼びかけに努めるとともに、新法に基づく給付金の請求手続、請求期限等新法の内容について国民に周知を図ることを約する。

- (2) 恒久対策

国（厚生労働省）は、原告らC型肝炎ウイルスの感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努める。

- (3) 再発防止の誓約、その他の対策

国（厚生労働省）は、本件事件の検証を第三者機関において行うとともに、命の尊さを再認識し、薬害ないし医薬品による健康被害の再発防止に最善、最大の努力を行うことを改めて確約する。

- (4) 継続協議

恒久対策及び薬害再発防止対策について、国（厚生労働省）は、原告・弁護団と継続的に協議する場を設定する。

5 後続訴訟の扱い

- (1) 後続訴訟の原告については，獲得性の傷病について本件各血液製剤の投与を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染した者若しくはその者の胎内若しくは産道においてC型肝炎ウイルスに感染した者又はこれらの者の相続人であることについて第3項の認定を経た上，順次和解の対象とする。
- (2) 和解の内容は第2項と同様とする。ただし，同項(2)アの弁護士費用の金額については，新法により支給を受ける金額に対する5パーセントの割合による金額とする。
- (3) 国は，新法施行後3年以内に基本合意に基づき和解しようとして新規提訴をする者に対しては，消滅時効の主張をしない。
- (4) 国は，本件訴訟と同種の訴訟が東京，大阪，福岡，名古屋，仙台各地方裁判所に提起された場合は，民事訴訟法に定める管轄の有無にかかわらず，管轄違いの抗弁を提出しないで応訴する。

薬害肝炎全国原告団 代表

薬害肝炎全国弁護団 代表

厚 生 労 働 大 臣